



はじめに

奥州市長

小沢 昌記

奥州市は、合併後の平成19年3月に、長期ビジョンとなる基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示した基本計画からなる「奥州市総合計画」を策定し、「協働」を主眼に、奥州市のまちづくりに取り組んできました。

この間、国においては、急速に進む少子高齢化に対応し、人口問題に歯止めをかけるとともに、各地方自治体がワークライフバランスを保って、日本の社会全体を元気あるものにしていくため、「地方創生」を掲げ、地方がその特徴を活用して自律的かつ魅力ある社会を築きあげていくことを目指しております。

本市においても、人口減少と超高齢社会を迎えており、福祉・医療への負担増加や、地域内における人口構造の歪みなど、様々な偏在が危惧されております。また、地域における人間関係の希薄化も進んでおり、地域社会の内部において、子育て世代、若者、高齢者などが様々な不安や悩みを抱えている現状にもあり、本市が魅力と活力あるまちとしてさらに発展していくためには、これらの課題にしっかりと向き合いまちづくりを進めていく必要があります。

地方を取り巻く状況が著しく変化している今こそ、地方自治の本旨を見つめ直し、全ての人が情報が共有し、市政に参画し、力を合わせて明日の奥州市を創造する仕組みをつくり、安全・安心な暮らしの確保、地域コミュニティの維持・再生、そして未来を担う子どもたちをはじめとした地域社会を支える人材の育成などへの取組が重要となっております。

このような現状を踏まえ、市民や企業等との連携・協働のもと、時代の変化に的確に対応し効果的なまちづくりを進め、奥州市の発展をさらに持続させるため、中期的な行政運営の指針となる「第2次奥州市総合計画（基本構想・基本計画）」を策定いたしました。

この計画においては、「誇りと幸せを実感できるまちづくり」としての人口プロジェクトと「世界へ発信するまちづくり」としてのILCプロジェクトを戦略プロジェクトに位置付け、これまでの分野ごとへの集中投資から、横断的な取組によっての相乗効果を期待しているものであります。

戦略プロジェクトを基軸に、目指すべき都市像に掲げた「地域の個性がひかり輝く自治と協働のまち 奥州市」の実現に向けて邁進してまいりますので、市民の皆様の、より一層の参画と協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、中心となって進めていただいた総合計画審議会の皆様、市民アンケートなどを通じ貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に心から御礼を申し上げます。

目次

第1章 基本構想

I 総合計画の策定に当たって	1
II 総合計画の構成と期間	3
III 市の現状と見通し	4
IV まちづくりの課題	7
V めざすべき都市像	13
VI まちづくりの目標（施策の大綱）	14
VII めざすべき都市像を実現するための進め方	17

第2章 基本計画

奥州市総合計画体系図	20
部門別計画	
大綱1 みんなで創る生きがいあふれるまちづくり	22
1-1 市民参画と協働によるまちづくりの推進	24
1-2 豊かな生き方を築く生涯学習・文化活動の推進	30
1-3 潤い豊かなスポーツライフの推進	34
大綱2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり	38
2-1 「生きる力」を育む学校教育環境の充実	40
2-2 次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用	43
大綱3 健康で安心して暮らせるまちづくり	48
3-1 みんなで支え合う地域福祉の推進	51
3-2 子育て環境の充実	56
3-3 健康づくりの推進	61
3-4 高齢者支援の推進	64
3-5 障がい福祉の推進	68
3-6 医療の充実	71
大綱4 豊かさと魅力のあるまちづくり	74
4-1 農林業の振興	77
4-2 商工業の振興	85
4-3 観光物産の振興	91
4-4 雇用環境の向上と人材育成	96

大綱5 環境にやさしい安全・安心なまちづくり	99
5-1 良好な自然・生活環境の保全と循環型社会の形成	100
5-2 安全・安心な市民生活の実現	105
5-3 災害に強いまちづくりの推進	108
5-4 持続可能な公共交通体系の確保	111
大綱6 快適な暮らしを支えるまちづくり	113
6-1 道路環境の充実	115
6-2 快適な住環境の実現	118
6-3 地域の特性を生かしたまちづくりの推進	126

第3章 実施計画

【大綱1 みんなで創る生きがいあふれるまちづくり】	131
【大綱2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり】	134
【大綱3 健康で安心して暮らせるまちづくり】	138
【大綱4 豊かさと魅力のあるまちづくり】	145
【大綱5 環境にやさしい安全・安心なまちづくり】	150
【大綱6 快適な暮らしを支えるまちづくり】	151

資料編

総合計画策定の経過	157
奥州市総合計画審議会条例	159
奥州市総合計画審議会委員名簿	160
奥州市総合計画について（諮問）	161
奥州市総合計画（案）について（答申）	162
奥州市総合計画策定委員会設置要綱	163
奥州市総合計画策定委員会委員名簿	165
アンケート調査結果	166
用語解説	182

（文中の用語右上※はこちらで解説しています）

奥州市総合計画 基本構想

平成29年度～平成38年度

奥州市民憲章

わたしたちは、歴史・伝統・自然に恵まれたこのまちの市民であることを誇りとし、さらに良いまちをめざして市民憲章を定めます。

- 一 ふるさを愛し
いきいきと働くことができるまちをつくります
- 一 すすんで学び
文化のかおり高いまちをつくります
- 一 みんなが手をつなぎ
健康で明るいまちをつくります

【平成十九年二月二十日制定】

I 総合計画の策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

現在、人口減少と超高齢社会を迎えており、福祉・医療への負担増加や、地域内における人口構造の歪みなど、様々な偏在が危惧されております。また、地域における人間関係の希薄化も進んでおり、地域社会の内部において、子育て世代、若者、高齢者などが様々な不安や悩みを抱えている現状にもあります。

こうした中であって、自治体においては、まちづくりの新たな課題や市民等の多様化・高度化するニーズへの対応が求められるとともに、今まで以上に自らの責任で政策を決定し、実施していかなければなりません。

市民一人ひとりが誇れる地域づくりに向かって、働き、学び、そして健康で安心して暮らしていける社会を実現させるとともに、この豊かな自然と先人たちが培ってきた産業や歴史・文化に誇りを持ち、それらを財産として、未来を担う子どもたちが「大好き」と思えるふるさとを築き、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

地方を取り巻く状況が著しく変化している今こそ、地方自治の本旨を見つめ直し、全ての人々が情報を共有し、市政に参画し、力を合わせて明日の奥州市を創造する仕組みをつくり、安全・安心な暮らしの確保、地域コミュニティの維持・再生、そして未来を担う子どもたちをはじめとした地域社会を支える人材の育成などへの取組が重要であります。

しかしながら、これらの取組は行政だけでできるものではありません。市民をはじめ、地区振興会、企業、NPO、行政など、地域社会を構成する様々な「力」を結集し、目指すべき奥州市を一緒に創りあげていく「協働」こそが、新しい時代を切り拓く最大の「力」となります。

この計画は、平成23年に策定した奥州市総合計画を基本とし、概ね10年後の奥州市を展望しながら、誰もがここに住んで良かったと幸せを実感できるまちづくりを進めるため策定したものです。

(2) 計画策定の視点

市民や企業等との連携のもと、時代の変化に的確に対応し、効率的なまちづくりを進め、奥州市の発展をさらに持続させるため、次に掲げる視点を基本とし、中期的な行政運営の指針となる総合計画の策定を進めることとしました。

① 市民憲章の理念を具現化する計画づくり

市民憲章の理念である「ふるさとを愛し、いきいきと働くことができるまちをつくります」、「すすんで学び、文化のかおり高いまちをつくります」、「みんなが手をつなぎ、健康で明るいまちをつくります」の実現に向けた計画を目指しました。

② 各種計画を包括した計画づくり

既存の各種計画を十分に尊重しながらも包括し、より具体的かつ発展的に計画行政を推進するための総合的な計画を目指しました。

③ **市民と行政の「協働」による計画づくり**

まちづくりの主体である市民の意向を十分に反映するとともに、市民の参画と協働のまちづくりの実現に向けた計画を目指しました。

④ **実効性を担保する計画づくり**

厳しい財政状況の中で計画の実現を図るため、経営的視点に立つ「選択と集中」を念頭に、財源や人員といった行財政資源の配分と整合を図り、行財政改革の実効性を重視した計画を目指しました。

⑤ **成果を評価できる計画づくり**

可能な限り目標を可視化、数値化し、計画目標の達成度を市民にわかりやすい形で公表するとともに、市民との協働による進行管理を行うことができる計画を目指しました。

II 総合計画の構成と期間

「奥州市総合計画」は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、それぞれの内容と計画期間は次のとおりです。

(1) 基本構想

基本構想は、奥州市の現状とまちづくりの課題を明らかにし、長期的・広域的な視点から「めざすべき都市像」とまちづくりの基本方針としての「施策の大綱」などを定めたもので、市の総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針となるべきものです。

なお、基本構想の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために必要となる施策や事業を部門別に体系化し、それぞれの個別施策を明らかにしたものです。

前期の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

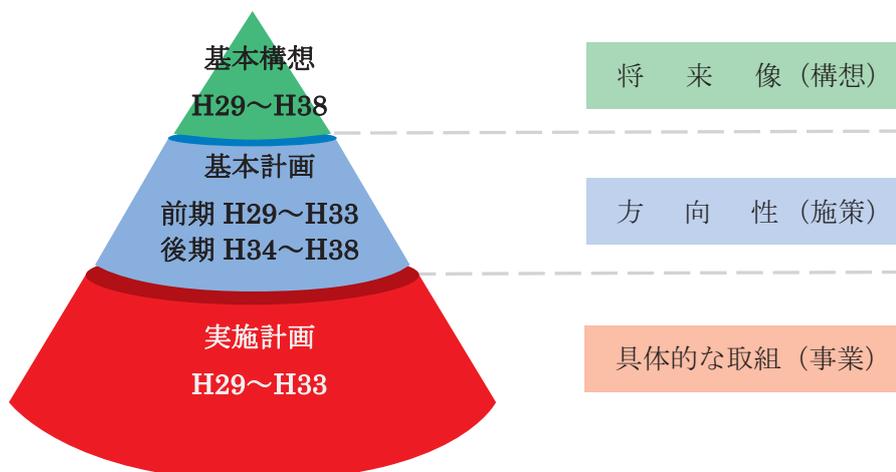
(3) 実施計画

実施計画は、基本構想及び基本計画を実現するための具体的な事務事業を表すものです。

前期の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、実施計画は、計画期間中の社会情勢が大きく変動することも想定されることから、計画の確実な実施や新たな行政課題への対応などを行うため、3年を単位として、毎年度ローリング方式※により見直すこととします。

総合計画の構成（イメージ図）



Ⅲ 市の現状と見通し

(1) 総人口・世帯

平成27年国勢調査によると、本市の人口は 119,422人で人口の減少傾向は依然として続いており、平成22年国勢調査と比較した人口減少率は、岩手県全体の減少率（3.8%）を上回る4.3%となっています。また、一時減少となった世帯数は41,593世帯と増加に転じましたが、一世帯当たりの人員は2.87人と減少傾向が続いており、世帯の小規模化が進んでいます。

表 人口の推移

(単位：人、世帯、%)

区分	平成17年		平成22年		平成27年		平成32年		平成37年	
	総数	構成比								
総人口	130,171	100.0	124,746	100.0	119,422	100.0	112,682	100.0	107,169	100.0
0～14歳	17,998	13.8	15,966	12.8	14,400	12.1	12,880	11.4	12,429	11.6
15～64歳	77,170	59.3	72,529	58.1	66,315	55.6	60,534	53.7	55,885	52.1
65歳以上	34,945	26.8	36,075	28.9	38,526	32.3	39,268	34.9	38,855	36.3
一般世帯数	41,369		41,308		41,593		—		—	
1世帯当たり人員	3.15		3.02		2.87		—		—	
高齢者のみの世帯数	6,989		7,831		9,107		—		—	

※ 平成27年以前は、「国勢調査」より引用（総数には年齢不詳も含むため、合計が合わない場合があります。）

※ 平成32年以降の人口は、奥州市人口ビジョン（H28.3）による。

(2) 年齢別人口

平成27年国勢調査によると、本市の年齢構成は、年少人口（0～14歳人口）比率が12.1%、生産年齢人口（15～64歳）比率が55.6%、高齢人口（65歳以上）比率が32.3%となっており、年少人口については全国平均の12.6%に近い割合ですが、高齢人口は、全国平均の26.6%より5.7%高い高齢化率を示しています。

また、奥州市人口ビジョンによる将来推計では、平成37年には、年少人口比率が11.6%、生産年齢人口比率が52.1%、高齢人口比率が36.3%と少子高齢化が進む見通しとなっています。

(3) 土地利用

土地の利用状況は、都市化の進展とともに農用地の割合が減少し、都市的土地利用の割合が増加しています。平成28年の土地利用状況は、農用地が全体の21.9%、宅地が3.8%、山林原野が23.5%となっています。

表 地目別面積

(単位：km²、%)

年	区分	田	畑	宅地	山林原野	その他	計
平成23年	地積	174.22	46.14	36.05	239.76	497.18	993.35
	構成比	17.5	4.7	3.6	24.2	50.0	100.0
平成28年	地積	172.80	44.90	37.58	233.21	504.81	993.30
	構成比	17.4	4.5	3.8	23.5	50.8	100.0
比較 (H28-H23)	地積	△1.42	△1.24	1.53	△6.55	7.63	△0.05

※ 奥州市財務部税務課資料より引用（各年1月1日現在）

※ その他は、保安林のほか雑種地、公衆用道路、用悪水路などが含まれています。

本市の土地利用に当たっては、市民の豊かな生活空間の維持、創造とより効率的な土地利用を基本的な考え方とし、画一的な土地利用にとらわれない自然・生活・産業が身近に調和する、個性ある住みよい環境形成を進めます。

なお、奥州市の地形に応じたまちづくりの考え方は次のとおりです。

① 平地におけるまちづくり

都市地域においては、人口減少を見据え、道路・橋りょう等の長寿命化を図るとともに、無秩序な市街化を抑制するため、都市計画マスタープランや用途地域の見直し等により適正な土地利用を誘導し、良好な住環境と自然環境の調和の取れた、利便性の高い集約型の市街地の形成を進めることにより、都市機能の維持・向上を図ります。

また、水沢・江刺・前沢の重点商店街活性化や地域の商店街への新規出店補助の実施のほか、新たな工業団地整備等により産業の集積を図るとともに、広域的連携機能を発揮するスマートICやそれら都市機能を結ぶ交通基盤を整備することにより、都市機能の拡充と賑わいのある市街地の形成を誘導します。

さらに、農村地域においては、主力産品である米の生産拡大を図るため、基盤整備事業を重点的に進めるとともに、耕作放棄地や後継者問題を解決するための人・農地問題解決加速化支援事業、集落営農の組織化等の農業経営力支援事業、担い手育成対策、意欲ある農業者による高収益作物への転換を図る産地パワーアップ事業のほか、経営体育成支援事業による農業機械・ハウス等への支援や農畜産物の高品質・高付加価値化等を進める共同利用施設の整備のための強い農業づくり交付金事業等、ソフト・ハードの両面から支援し、基幹産業である農業の振興を図ります。

また、散居集落など美しい独自の景観を保全し、米や肉用牛、野菜や雑穀、花きなど、特色ある農業を振興するほか、前沢牛や江刺りんごの生産拡大及び販路拡大を図る地域ブランド推進事業等により、強みを活かした安心・安全な食料生産拠点の形成を目指します。

② 中山間地におけるまちづくり

農村地域においては、中山間地域等直接支払制度による農業生産の維持や、公共牧野の維持管理のほか、県営中山間地域総合整備事業等による区画整理事業や用排水路整備、水田の汎用化による畑地化を進めるなど、基幹産業としての農林業に必要な農用地及び林地等を保全し、県内屈指の品質や生産量を誇る米、りんご、野菜等の生産体制の強化を図るとともに、安心・安全な食料生産拠点の形成を目指します。

また、生態系・環境保全ため池維持管理事業等を通じ、安らぎのある農村環境の整備や生活環境の維持・向上を図る一方、里山の身近な自然や地域独自の美しい景観、丘陵部に広がる自然環境を活かしながら、自然に親しむ健康づくりの拠点形成を目指すとともに、こどもエコクラブ事業等の環境学習や衣川ふるさと自然塾等を活用した自然体験の場としての活用を目指します。

山間地においては、林道整備や市有林造林事業、広葉樹林再生実証事業等により、良好な森林の整備と生産性の向上を図り、木材生産等の経済的機能をはじめ、水源かん養など森林の持つ多目的な機能の維持・向上を目指します。

また、種山高原星座の森の管理運営や胆沢ダム周辺の観光拠点化を進める等、自然環境や自然景観の保全をしつつ、豊かな自然環境を活かしながら、自然に親しむ観光レクリエーション拠点等の形成を目指します。

さらに、生活道や平地と山間地・中山間地を結ぶ道路については、道路整備計画を定め、必要性や緊急性の高い箇所から整備を推進しつつ、トンネル、擁壁等の道路ストックの長寿命化を進めるほか、地域情報格差解消のための光ファイバーネットワークの維持管理を行う等、人口流出を抑制し、住み慣れた地域で生活できるよう、地域の特性に応じた快適な住環境の形成を目指します。

IV まちづくりの課題

(1) 奥州市の課題

① 人口減少に対応したまちづくり

- ・ 人口規模が全体的に縮小するとともに、とりわけ、生産年齢人口が減少し、人口構造が大きく変化することが見込まれています。平成22年に人口の6割ほどであった生産年齢人口の割合は、平成52年には5割程度まで低下し、地域において労働力不足やそれに伴う生産量の低下が懸念されます。
- ・ 地域の人口減少は、地域経済の衰退等につながる可能性があり、特に子育て世代の減少は、地域の消費を減少させることが懸念され、地域経済の縮小に伴い、税収等の落込みが予想されます。高齢化に伴い社会保障関連経費等の増加が見込まれる一方、人件費及び公債費等、歳入の減少に応じた削減が厳しく、市の財政が硬直化してしまう恐れがあります。

② I L Cの実現に向けたまちづくり

- ・ I L Cの建設には、世界の研究者や技術者が携わるとともに、運用時には、世界の国際研究機関等が集積する一大研究拠点が建設地周辺に形成されることが見込まれます。その波及効果を地域産業へ活かす取組が必要です。
- ・ I L Cが実現すると、世界中から研究者等とその家族が訪れます。この方々が安心して生活できる環境の整備を進めることが必要であり、そのため、様々な国籍や多様な価値観・文化をもつ人々が安全・快適に暮らせる環境の創出や、国際人としての素養を身につけ、世界に羽ばたく若者を輩出する教育や体験機会の提供によりグローバル人材の育成に向けた取組が必要です。

③ 協働社会の形成と生涯学習・スポーツの推進

- ・ 市民憲章を理念とするよりよい郷土づくりを目指した各種活動は徐々に広がりを見せています。しかしながら、市民が同じ理念を共有した郷土愛あふれるまちづくりの推進は道半ばです。市民憲章の精神を基本とした住民運動がさらに前進するように、普及啓発活動の取組が必要です。
- ・ 地域を活性化させ、発展させるためには、行政だけでなく市民や地区振興会、企業、NPOなどが情報を共有しながら、協働でまちづくりに取り組むことが必要です。また、地域づくりにおいては、自分たちの地域は自分たちで創るという地域自治の考えのもと、地域課題の解決に向けた住民主体の取組を推進することが求められます。
- ・ 市民一人ひとりが、学びの成果を生かして豊かで生きがいのある人生を構築するためには、行政と地域がそれぞれの役割を担い、学習機会の創出などを積極的に進めることが求められます。また、多くの市民に優れた芸術作品や舞台にふれる機会を提供するとともに、市民自らが芸術文化活動に参加できる環境の整備が必要です。
- ・ 健康づくりのための市民の主体的なスポーツ活動を推進するとともに、選手の育成と指導者の養成により、スポーツ活動の意識の向上と安全にスポーツ活動が行える環境の整備、さらに適正な施設の維持管理が必要です。

④ 教育文化の振興

- ・ 児童生徒の「学力」の現状は、標準学力検査の結果から、小学校は実施した全学年・全教科において全国平均を上回っていますが、中学校は上回る教科が少なく、数学・英語を中心に課題が見られます。児童生徒に確かな学力を保障するために、基礎・基本の確実な定着を図る取り組みや、協働的な学びを活かした学習内容の理解・習得につながる授業改善の推進が必要です。
- ・ 幼小の連携は様々な活動を通して図られているものの、接続のための取組は十分とは言えない状況です。子どもたちの小学校生活への円滑な移行を図る上で、「接続カリキュラム」を基にした教育課程上の更なる連携が必要です。
- ・ 児童生徒数の減少により、学校及び学級の小規模化が進んでいます。教育活動を行う上での適正規模を検討し、学校再編の推進が必要です。
- ・ 老朽化した教育施設や文化財施設が多く、適正な維持管理を行うためには、修繕のほか計画的な統廃合、改築及び耐震改修が必要です。
- ・ 本市には、国指定 18 件、県指定 51 件、市指定 227 件の指定文化財をはじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が約 1,100 ヶ所を数えるなど、多くの文化財が残されており、これらの保存と活用が必要です。
- ・ 世界遺産「平泉」登録決定においては、本市の重要遺跡を含め除外扱いの課題が残りました。「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」の指導のもとに、早期の拡張登録の実現に向けた取組が必要です。

⑤ 保健、医療、福祉の充実

- ・ 支援を必要とする状況になっても、地域や関係機関から把握されずに、必要な支援を受けられない社会的弱者の孤立や潜在的な生活困窮者の増加などの新たな課題が生じています。多様化する生活支援のニーズに柔軟に対応できる福祉サービス基盤の充実に加え、住民相互が支え合う仕組みづくりなどの構築が求められています。
- ・ 増加する待機児童の解消が課題となっているほか、経済的支援、養育支援を必要とする家庭への支援や「妊娠」、「出産」、「子育て」と切れ目のない支援の充実など、子育てを支える環境づくりが求められています。
- ・ 死亡率の高い心疾患、脳血管疾患を減らすための取組の強化や、特定健診・各種がん検診等の受診率向上が課題です。自殺死亡率が全国平均を上回っていることから、心の健康づくりと誰もが生きやすい地域づくりが求められています。
- ・ 高齢化の進展に伴い、単身高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、「医療」、「介護」、「住まい」、「予防」、「生活支援」が一体的に確保される『地域包括ケアシステム』の構築が求められています。そのため、地域ぐるみで介護予防や生活支援サービスを提供する体制づくり、在宅医療・介護連携によるネットワークの強化、総合的な認知症施策の推進、さらには、不足している介護サービス施設の計画的な整備や介護人材の確保などの取組が必要です。

- ・ 障がいを持つ人が社会の一員として健やかな生活を送るために、「障害者差別解消法」や「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」が目指すノーマライゼーションの理念のもと、障がいに対する偏見や差別をなくす取組が必要です。また、地域で自立して生活するために、多様な働く場の確保や、地域で安心して生活するための福祉サービスの提供、積極的に社会参加を促す支援などが必要です。
- ・ 将来にわたり安定的な地域医療体制を充実させていくためにも、この地域に不足している産婦人科や小児科、脳神経外科などへの対応や、老朽化した市立病院への対策及び在宅医療・介護連携の推進が求められています。

⑥ 農林商工業の活性化

- ・ 農業従事者の高齢化と後継者不足が進んでいること及び米価等の下落により農家所得が低迷していることから、農業所得の向上と経営の安定化、担い手の確保と育成が必要です。そのために、ほ場整備による生産コストの圧縮、担い手への農地集積や集団化、新たな作目の導入による高収益化や6次産業への取組などの積極的な推進が必要です。
- ・ 農家所得を向上させるには、市内各地にある産直施設で農畜産物や加工品を販売することが一助となります。消費者にとっては新鮮な農畜産物を手に入れることができ、地産地消の観点からも、生産者と消費者をつなぐ取組の後押しが必要です。
- ・ 農山村は、農畜林産物の生産地としての役割のほかに、自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能を担っていますが、農林家の高齢化等によりその維持が難しくなっています。地域住民と農林家の協働により、農山村の景観や多面的機能の維持が必要です。
- ・ 森林は、利用可能な林齢に達しておりますが、木材価格の低迷、従事者の高齢化や後継者不足等により、森林の保育、管理が十分に行われていない箇所が見受けられます。水源のかん養や山地災害の防止など森林の持つ多面的な機能を確保するため、森林施業の集約化等、林業生産資源の有効活用による森林整備の促進が必要です。
- ・ 商業は、空き店舗の増加等、商店街の魅力が低下していることから、買い物客等を商店街へ誘導する仕組みの構築や、店舗数を増加させる等、商店街の賑わい創出のための支援が必要です。
- ・ 製造業は、事業所数や従業員数の減少など、停滞傾向が続き、製造品出荷額も様々な生産環境悪化の影響により伸び悩んでいることから、製造業の成長力を強化するために、経営基盤の強化、生産性向上、売上拡大、産業集積などへの支援が必要です。また、地域雇用の確保、地域経済の活性化のための企業誘致活動に併せ、若年労働者の定着支援、就職支援が必要です。
- ・ 恵まれた観光資源を活かしきれておらず、観光客を本市に十分呼び込むことができていません。新たな観光資源の掘り起こしとともに、本市の特色を活かした滞在型・体験型観光のメニュー化やストーリー性をもった観光のルート化が必要です。また、訪日外国人観光客が全国的に増加傾向にあり、この誘致のための取組にも支援が必要です。
- ・ 前沢牛、江刺りんご、南部鉄器、岩谷堂筆筒など、質の高い農畜工芸品を生産しているにもかかわらず、奥州ブランドとしての知名度は低い状況です。相乗効果を高めるためにも、奥州ブランドとしての戦略的なPRが必要です。

⑦ 生活環境の充実

- ・ 奥州市環境基本条例の基本理念の普及活動を推進し、環境の保全に努める必要があります。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型といった経済活動のあり方から廃棄物の減量化やリサイクルの推進、食品ロスの削減、省エネルギーへの取組など、環境への負荷の少ない循環型社会に対応した社会経済システムへの転換が求められており、資源循環型の環境にやさしいまちづくりの推進が必要です。
- ・ 人口減少を背景として、適切な管理が行われていない空き家が増加しており、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空き家の利活用と適正管理の促進が必要です。
- ・ 近年、大規模な地震や地球温暖化の影響とされる集中豪雨など自然災害が発生しており、環境問題や災害対策への関心が高まっていることから、市民の防災に対する意識啓発や災害発生の危険度が高い地域を周知するなど、災害予防活動の推進が必要です。また、多様化・大規模化する災害に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防水利や消防施設などの整備に取り組むとともに、消防団員の減少が続いていることから、団員確保に向けた取組の強化が必要です。
- ・ 交通事故発生件数は全国的に減少傾向にある中、依然として高齢者が被害者となる割合が全体の半数以上を占めている状況にあり、高齢者の交通事故を抑止することが全体的な減少につながることから、特に高齢者に重点を置いた交通安全思想の普及啓発活動を継続して行っていくことが必要です。また、犯罪発生件数は年々減少していますが、特殊詐欺被害の前兆となる不審電話などが多発し、実際に被害が発生していることや、侵入窃盗被害の多くが無施錠で発生していることから、重点的な広報啓発活動を行っていくことが必要です。
- ・ 自家用車の普及、過疎化や少子高齢化の進行により、バス利用者が年々減少しており、地域公共交通の継続的運行が懸念されていることから、運行システム、運営方法などの検討が必要です。

⑧ 都市環境の整備

- ・ 交通量の増加に伴う、交通渋滞の解消や歩行者等の安全確保のための歩道整備など、多くの要望が寄せられている中、今後整備すべき道路の位置づけを明確にし、計画的な整備が必要です。また、高度経済成長期に整備された多くの橋りょうなどの道路構造物が更新期を迎えるため、更新事業の平準化や長寿命化の取組が必要です。
- ・ 災害から住まいの安全を確保して財産と暮らしを守るため、危険住宅の防火や耐震化などの対策が必要です。また、市営住宅は老朽化が進んでいるため、計画的な整備が必要です。
- ・ 水道施設は、老朽化した施設及び管理の増加や水需要の低下に伴い、施設等の計画的な更新・耐震化や適正規模への見直しが必要であるとともに、これらの事業実施に当たり、水道事業を持続できるよう、水道料金の適正化についての検討が必要です。
- ・ 汚水処理施設は、日常生活に必要な施設であり、代替手段の確保が困難であることから、持続可能な事業を実施することが必要です。そのためには、維持管理に係る予算の平準化及び施設の最適化を図ることが重要であり、計画的な維持管理が必要です。

- ・ 都市の緑とオープンスペースとなる公園は、市民が集う憩いの場として、市民生活に潤いを与える快適な都市空間の形成など、重要な役割を担っていますが、老朽化による施設の修繕や更新などの計画的な整備が必要です。また、地域の大切な財産となるため、地域住民との役割分担など、協働事業となる維持管理のあり方の検討が必要です。
- ・ 田園とエグネ[※]を配した散居集落や、蔵等を活かした歴史的な街並みの蔵町モールなどは、本市の特徴的な景観であり、後世に継承していくため、景観の保全と育成の検討が必要です。景観形成重点地区の平泉文化遺産地区（白鳥館遺跡と長者ヶ原廃寺跡周辺）については、さらに良好な景観形成の確立が必要です。
- ・ 産業構造の変化により、工業跡地に住宅、商業施設に業務施設が立地するなど土地利用が混在しており、適切な見直しが必要です。

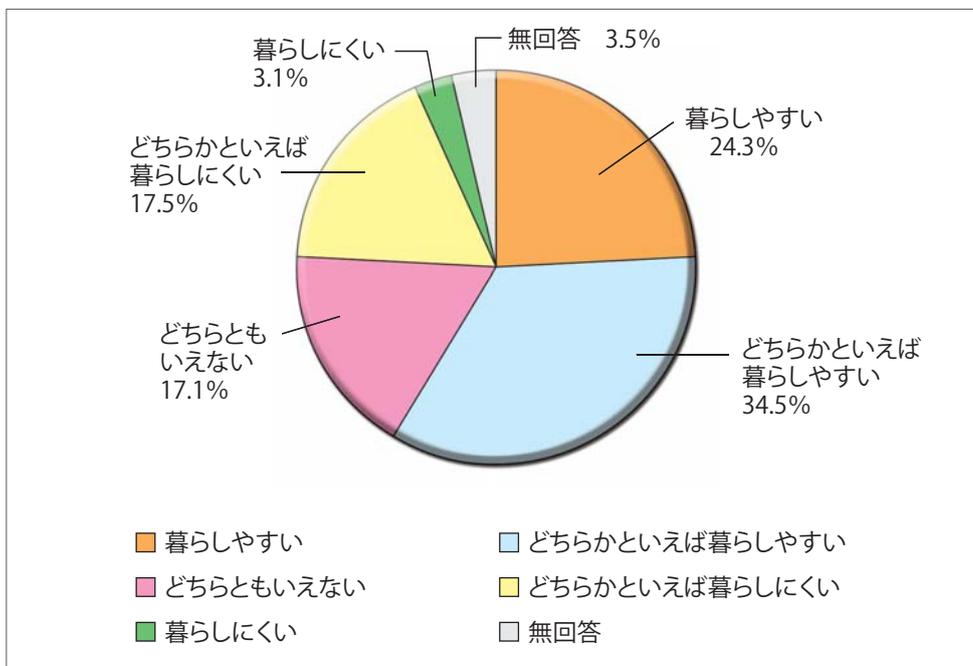
(2) 市民の意識からみたまちづくりの課題 ～市民アンケートの結果に基づくまちづくりの課題～

① 奥州市の暮らしやすさ

総合計画の策定に当たり実施した市民アンケートの結果によれば、市民の半数以上が奥州市は暮らしやすいと感じています。その理由として、恵まれた自然環境、地域コミュニティにおける良好な人間関係・近隣関係、買い物の便利さなどが挙げられています。こうした優れた点については、一層の充実を図るとともに、他の施策との横断的な取組を進める必要があります。

また、暮らしやすさの反面、暮らしにくい理由として挙げられているのは、まちの活気のなさ、交通の不便さ、安心して受診する医療機関がないといった点であり、これらの点を克服する施策をいかに展開していくかが課題であるといえます。

奥州市の暮らしやすさ【全市】



[総合計画策定に係るH27年度市民アンケート結果から]

② これからのまちづくり

施策の分野別の満足度と重要度に関するアンケート結果によると、現状の暮らしにおいて、環境保護、ごみの減量化、リサイクルの取組といった自然・生活環境の保全及び維持に関する項目や、防災、防犯など安全・安心な暮らしに関する項目は、重要度、満足度とも高いと感じる市民が多いことから、これまでの取組が一定の成果を上げているといえます。

反面、医療サービス、高齢者介護福祉、地域における雇用の確保などに関しては、市民が感じる重要度は高いものの、満足度については不満とする回答が多く、これらの項目については、市民ニーズを踏まえて重点的に資源を投入するなどの取組が求められています。

③ 市民参画意識と活動状況

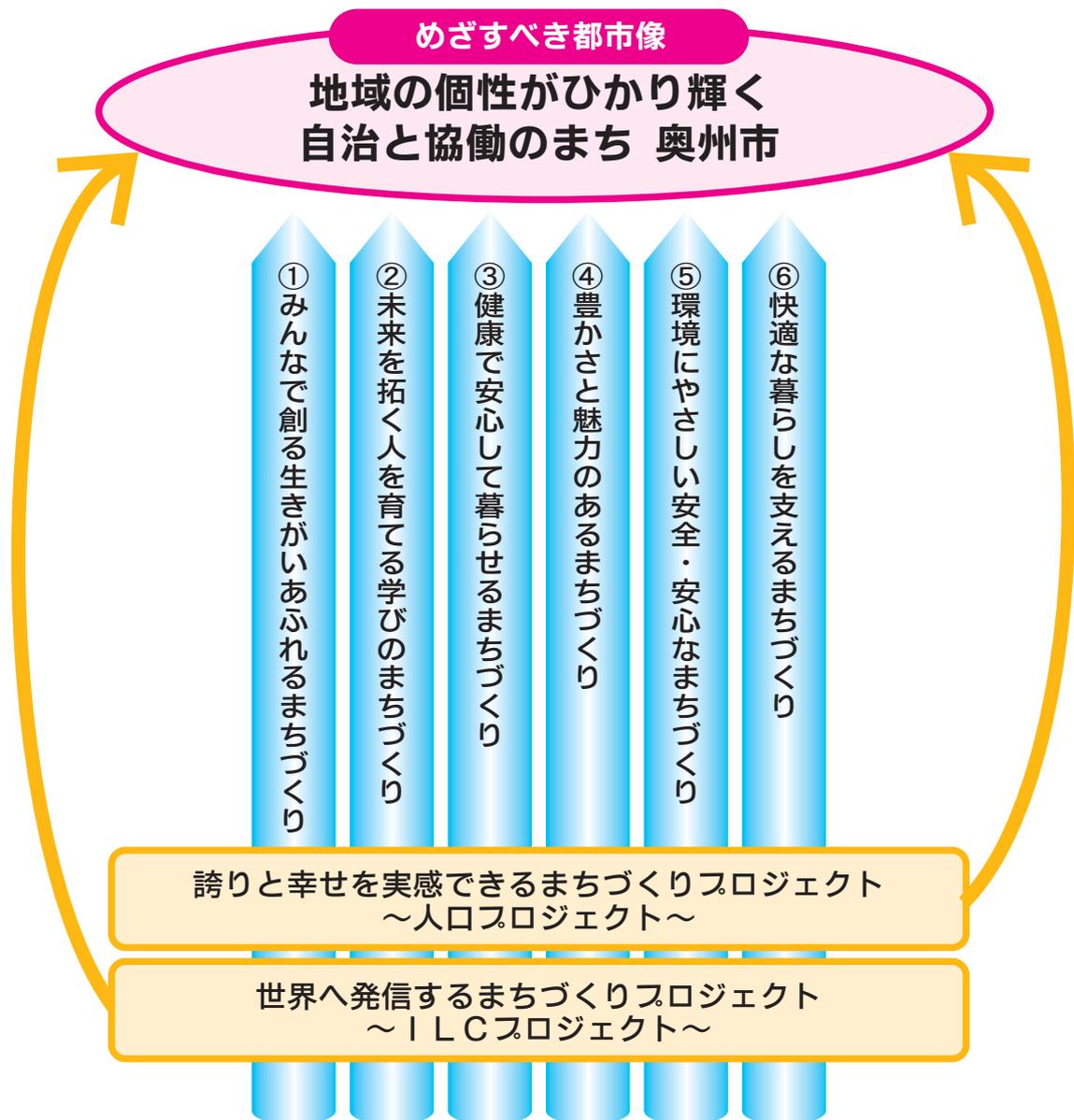
市民参画意識のアンケート結果をみると、町内会など地域活動に対する参画の意識は高いものの、積極的に市政参画したいとする回答は必ずしも多くありません。また、市民活動への参画状況については、全般的に若年層が少なく、比較的高い年齢層が、その活動を支えている現状があります。

市民や各種団体、行政など地域社会を構成するさまざまな力を結集し、まちづくりを進めるためには、意見公募や意向調査を効果的に実施するなど老若男女が幅広く市政に参画できる「土壌」を整えるとともに、積極的な情報発信に努めるなど、市民が市政に関心を寄せるような取組を進める必要があります。

地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまち 奥州市

地域ごとの歴史や伝統、文化といった個性や特徴を生かしつつ、市民一人ひとりがまちづくりの主役となりながら積極的に市政に参画し、協働していくことで、新しい時代にふさわしい自治のまちづくりを進めます。

めざすべき都市像の実現（イメージ図）



Ⅵ まちづくりの目標（施策の大綱）

めざすべき都市像を実現するため、次の2つの戦略プロジェクトと6つの各大綱を定めて、まちづくりを進めます。

● 戦略プロジェクト

1 誇りと幸せを実感できるまちづくりプロジェクト～人口プロジェクト～

- ・ 奥州市人口ビジョンに掲げる人口目標を達成するため、本市の観光資源と品質の高い農畜産物や工芸品を内外に発信するとともに、基幹産業である1次産業の基盤強化と企業誘致の促進による雇用環境の一層の充実、そして、起業の推奨による新産業の創出を図り、豊かな自然と快適な都市基盤が調和した生活利便性の高いまち、子育て環境に優れたまち、さらに、ふるさとに誇りを持ち、幸せを実感できるまちづくりを進めます。

なお、具体的な取組については、平成28年3月に策定した「奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本的施策（※1）を基本としながら進めるものです。

- | |
|-------------------------------------|
| ※1 「奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本的施策 |
| (1) 安定した雇用と新しい産業の創出 |
| ① 農・商・工・伝統工芸産業などの産業基盤の強化と新産業の創出 |
| ② 地の利を活かした企業誘致等による雇用拡大 |
| ③ 観光を核とした交流人口の拡大による関連産業の活性化 |
| (2) 出会いを通じた結婚支援、子育て環境ナンバーワンへ |
| ① 出会いの機会の創出 |
| ② 安心して子どもを産み育てられる環境づくり |
| (3) 体験を通じた新たな奥州ファンの開拓 |
| ① 移住・定住の促進 |
| ② 移住者等の就業・起業支援 |
| ③ 魅力ある奥州市の地域資源を生かした交流人口の拡大 |
| (4) 地域愛の醸成と、安心・安全に生活できる個性豊かな地域社会の実現 |
| ① 生涯を通じた学習支援による、人づくりの推進 |
| ② 地域住民が主役となるまちづくりの推進 |
| ③ 災害に強く、犯罪のない、安心・安全な地域づくりの推進 |

2 世界へ発信するまちづくりプロジェクト～ILCプロジェクト～

- ・ [※] ILCを積極的に施策に取り入れ、多彩な科学・技術・教育・産業を効果的に融合させ、次世代の人材の育成や新産業の創出を図ることによって、国際科学技術イノベーション拠点の実現に取り組めます。また、その実現に必要な文化、居住、就業、教育、保育、医療、交通等の充実を図ります。さらに、研究施設等の運用にあたっては、再生可能エネルギーによる循環型システムを構築し、自然の恵みを有効に活用するなど、持続可能な環境と共生したまちづくりを進めます。

なお、具体的な取組については、平成28年4月に策定した「奥州市ILCまちづくりビジョン」に掲げる行動指針（※2）を基本としながら進めるものです。

- ※2 「奥州市ILCまちづくりビジョン」に掲げる行動指針
- (1) 地域産業振興に向けた行動指針
 - ① ILCを契機とした世界に直結するものづくりの振興
 - ② 奥州が誇る地域資源を活用した農林業の振興
 - ③ 奥州らしさを活かした世界中から人が集まる空間と体験の創出
 - (2) 多文化共生の推進と快適な生活環境向上に向けた行動指針
 - ① 誰もが快適で安心して暮らせるまちづくり
 - ② 多様な文化が交じり合い、地域に誇りを持てるまちづくり
 - (3) 次代の人材を育成できる国際教育都市に向けた行動指針
 - ① 国際社会で活躍できる人材を育むまちづくり

● 施策の大綱

1 みんなで創る生きがいあふれるまちづくり

- ・ これからのまちづくりは、市民や行政が単独では解決できない地域の問題や取り組むべき課題を共有し、より良い結果を得るため、ともに力を合わせていく必要がますます高まっています。そのため、様々な情報の発信と共有により、市民と行政のパートナーシップをより強固なものとするとともに、市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働のまちづくりを目指します。また、市民の自主的な学習やスポーツ、芸術を通じて、心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるまちを目指します。

2 未来を拓く人を育てる学びのまちづくり

- ・ 「学ぶことが奥州市の伝統であり未来である」という教育理念を実現するため、未来を担う子どもたちが、豊かな心を持つとともに、創造力に富んだ人材として成長することを目指した教育を実践し、児童生徒が「生きる力」を育むまちを目指します。また、文化財は、先人の知恵を秘めた歴史遺産であり、魅力ある郷土づくりや市民の学習活動における人づくりの資源でもあります。そのため、地域の歴史と文化を保全するとともに魅力を発信し、地域に誇りを持てるまちを目指します。

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

- ・ 市民誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、健康づくり、疾病予防に取り組むとともに、地域医療体制の充実を図りながら、保健や福祉サービスとの連携を進め、包括的な支援体制の整備を進めます。また、地域ぐるみで見守りや生活支援、介護予防などの取組を推進するとともに、多様化する生活課題に対し、地域住民、関係団体、行政等が連携し、共に支え合うまちを目指します。
- ・ 子育て環境の充実を図るとともに、「妊娠」、「出産」、「子育て」と切れ目のない支援を行うことで、若い世代が安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。

4 豊かさの魅力のあるまちづくり

- ・ 市民が活力にあふれる豊かな暮らしを営むために、基幹産業である農業をはじめ、工業、商業、林業がお互いに連携し合いながら、各産業の振興と発展を目指すとともに、積極的な情報発信や観光産業の振興により、奥州ファンの獲得と交流人口の増加に努めます。

また、地域資源の活用や地域課題を解決する新たな産業の展開・誘致と、地域産業を担う人材の育成を推進しながら、多くの人々にとって働く場のある、魅力あふれるまちを目指します。

5 環境にやさしい安全・安心なまちづくり

- ・ 本市の豊かな自然環境と、安全で持続可能な生活環境を次世代へ引き継ぐため、市民と事業者、行政が協力して、環境負荷を低減し、環境にやさしい循環型のまちをつくるとともに、地震、水害などへの防災対策や消防体制、交通安全対策などの充実を図り、災害に強い、安全・安心な市民生活が確保されるまちを目指します。

また、市民の日常生活の移動手段を確保するため、持続可能な地域公共交通を実現するまちを目指します。

6 快適な暮らしを支えるまちづくり

- ・ 住みやすい住環境の整備や利便性の高い道路・交通網の整備により地域間の交流を円滑にするとともに、情報通信環境の整備を推進し、多様な情報発信や収集手段を確保することにより、市民が快適に暮らせるまちを目指します。

さらに、地域の豊かな自然景観や歴史的景観等を保全するとともに、適切な土地利用を推進します。

Ⅶ めざすべき都市像を実現するための進め方

1 市民参画と協働の推進

市民参画、各種団体との協働で地域力を引き出し、行政分野における民間参入の拡大を図ります。また、従来の補助・給付制度を見直し、地域を創生させる事業に取り組む、個人、団体、企業への支援や将来を担う人材育成への支援を積極的に促進します。

2 財政基盤の確立

優先度の高い事業を「選択」し、限られた資源を「集中投下」する経営手法を理念とした行政経営改革に取り組むとともに、公共施設等の集約・縮減を基本とし、長寿命化[※]や維持管理に必要な財源確保に努めます。

財政計画に基づき起債額を抑制し、基礎的財政収支（プライマリー・バランス[※]）の黒字を堅持します。また、事務・事業の無駄やミスを排除し、歳出の抑制を図るとともに、新たな財源や有効な補助事業などの活用を図ります。

3 公共施設の適正配置と維持管理

人口減少や少子・高齢化など社会情勢が変化する中、持続可能な行政運営を行っていくためには、将来のあるべき姿を見据えながら、施設の複合化（ひとつの施設に複数の目的を持たせること）や統廃合（同じ目的の施設をまとめること）を進める必要があることから、公共施設等の総合的な管理計画を策定し、公共施設の適正配置と維持管理コストの縮減に努めます。

4 広域的連携の推進

大幅な人口減少と急激な少子・高齢化が見込まれる中、住民税をはじめとした税収の減少により、基礎自治体が、住民の拡大するニーズに単独で対応することは困難と予想されており、関係する自治体と協力、連携しながらまちづくりを進めることによって、より効果的、効率的な行政運営を行うことができます。

このため、国・県及び県南地域の市町との連携を深め、様々な課題に対応しつつ、地域住民のいのちと暮らしを守り、広域的に必要な生活機能を確保していかなければなりません。

特にも、定住自立圏[※]を形成する北上市、金ケ崎町、西和賀町との連携を図り、互いの自主性と自立性を尊重しつつ、それぞれがこれまで築き上げてきたものをより一層深め、先人たちが長い歴史の中で育み、守ってきた豊かな自然環境と産業が調和した魅力あるこの圏域全体の活性化を目指します。